

特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）

事業主様向けQ & A（令和4年7月15日公表）

問1 対象労働者が従事する業務内容が、成長分野に該当する業務とそうでない業務の両方を行う場合には、助成対象となりますか（例えば、電気自動車だけでなくガソリン車も販売する自動車販売店において、対象労働者が電気自動車とガソリン車双方の販売業務に従事する場合）。

答 対象労働者が従事する業務内容のうち、「主な部分」が成長分野の業務に該当することが必要となります。

お尋ねの例の場合においても、対象労働者が従事する業務の「主な部分」が電気自動車の販売業務に従事するといえる場合には、助成対象となります。

問2 問1にある「主な部分」はどのように判断すればいいですか。

答 「主な部分」については、「与えられた職務の本質的業務又は不可欠な要素である業務」、「その成果が事業に対して大きな影響を与える業務」及び「労働者本人の職務全体に占める時間的割合・頻度が大きい業務」の基準に従って総合的に判断します。

「実施計画書（様式第13号成）」に記載される業務内容により、労働局において審査しますが、成長分野以外の業務も行うことがある場合には、雇用契約書等（使用者と労働者が業務内容について合意しているものに限ります。）により確認するほか、事業主等に対して業務の実態を聴取させていただくことがあります。

問3 対象労働者が、成長分野に該当する業務を1日でも従事する場合には、助成対象となりますか。

答 成長分野人材確保・育成コース（以下「成長コース」といいます。）は、就職困難者の成長分野への労働移動の円滑化を図ることを目的としており、原則、その雇用期間中、対象労働者が従事する業務内容の主な部分が成長分野の業務であることを求めています。

このため、成長分野に該当する業務に従事する期間が短期間であり、当該期間後に成長分野に関連しない業務に従事することが想定されるものについては、成長コースの助成対象となりません。

問4 DXを推進する社内のプロジェクトチームに対象労働者が参加し、企画業務に従事してもらう予定です。しかし、チームの稼働が短期間あり、その後は、デジタルと関連のない業務に従事することを予定しています。この場合は、助成対象となりませんか。

答 DXを推進するプロジェクトチーム等への参加が短期間であり、その後はデジタルに関連しない業務に従事することが想定されるものは、助成対象となりません。

一方、DX終了後においても、引き続き、DXに伴い開発・導入されたシステム等を活用した業務に従事し、システムの稼働状況等の確認や見直しの検討などを行うものであれば、DXの業務の一連の中にあるものと評価できるため、助成対象となります。

問5 成長分野に該当する業務に従事する者をサポートする業務は、助成対象となりますか。

答 「見習い」や「補助業務」、「助手」などの業務であっても、デジタル・DX又はグリーン・カーボンニュートラルの拡大に資すると評価できる場合には、成長分野の業務に該当し、助成対象となり得るものです。

ただし、成長分野の業務を主で行う者のスケジュール管理や来客対応といった汎用的な補助業務等を行う場合には、成長分野の業務を行っているものとは評価できず、助成対象となりません。

問6 求人票に記載した職種は成長分野の業務ではなかったが、面接等を経て、対象労働者を成長分野の業務に従事する者として採用した場合には、成長コースの対象となりますか。

答 事業主と労働者の協議の結果、求人票と異なる職種で採用されることとなり、当該職種が成長分野の業務であることが、「実施計画書(様式第13号成)」等により確認できた場合には、助成対象となり得ます。

問7 雇入れ当初は成長分野の業務に該当しない業務に従事することとして採用されましたが、雇入れ後に、能力や適性を踏まえて成長分野の業務に従事することとなった場合には、成長コースの対象となりますか。

答 助成対象となりません。

問 8 対象労働者が開発・製造している製品の容器や付属品がエコ素材等である場合は、助成対象となりますか。

答 成長コースに該当するには、対象労働者が開発・製造している製品の中核的な役割・機能（当該要素がなくては、製品として成立しないもの）に、成長分野の要素があることが必要となります。

このため、例えば、ある製品の容器や付属品にエコ素材を用いているだけでは、当該製品・技術の中核的な役割・機能に、グリーン・カーボンニュートラルの要素がみられないため、助成対象となりません。

問 9 成長分野のうち、デジタル・DX に資する製品とはどのようなものですか。例えば、電子機器・電気制御装置を用いる製品（AI 技術などを用いていない家電製品など）を開発・製造・メンテナンス等を行う業務は助成対象となりますか。

答 デジタル・DX に資する製品には、情報処理・通信技術者（システムエンジニア、プログラマーなど）が行う技術的な業務をもって作られる製品（アプリケーションソフトウェアなど）に加え、当該技術者が当該業務を行うに当たって直接必要な製品（パソコン、ディスプレイ、LAN ケーブルなど）、IoT 家電、AI 技術を用いた製品（AI 技術を活用した防犯カメラ、スマートスピーカーなど）などが含まれます。

一方、電子機器・電気制御装置を用いる製品（AI 技術などを用いていない家電製品など）などは、そのことをもって、デジタル・DX に資する製品には該当せず、助成対象となりません。

問 10 製品の生産工程において、脱炭素化・低炭素化等に取り組んでいるものがあります。当該製品の生産工程の業務に従事する場合は、助成対象となりますか。

答 エネルギー分野を除き、原則、グリーン・カーボンニュートラルに資する製品に該当せず、助成対象となりません。

問 11 顧客に提供する技術・サービスにおいて、一部、成長分野の要素があれば、助成対象となりますか。

答 成長分野の要素が含まれている技術・サービスが、顧客に提供される技術・サービス全体の中で、中核的な役割・機能（当該要素がなくては、顧客に対する技術・サービスとして成立しないもの）を担っていることが必要です。

このため、例えば、飲食サービスのウェ이터として従事しているが、飲食物を提供する際に用いるトレー等がエコ素材である場合などは、当該技術・サービス（エコ素材を用いること）が、顧客に提供されるサービス全体の中で、中核的な役割・機能を果たしているものとは言えないため、助成対象なりません。

問 12 成長分野の業務を担当する部門の「管理職」に従事する者は、助成対象となりますか。

答 管理職(※)については、原則、助成対象なりません。

※ 事業経営の方針の決定、経営方針にもとづく執行計画の樹立、業務の監督・統制など、経営全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に関する仕事に従事する者

問 13 成長分野の業務に該当するか判断するに当たって、参考となる情報はありますか。

答 厚生労働省ホームページに、「参考事例集」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000922246.pdf>

問 14 成長コースは、対象労働者に対して、雇用管理改善又は職業能力開発に関する取組を行うことが支給要件となっていますが、支給要件を満たさない取組はありますか。

答 例えば、次のような取組のみを実施する場合には、支給要件を満たしません。

- ① 法令上義務付けられている賃金（手当）や休暇制度、研修等
（例：労働基準法第 37 条の時間外、休日及び深夜の割増賃金、同法第 39 条の年次有給休暇、労働安全衛生法に基づく講習（法定義務のある特別教育など）等）
- ② 対象労働者に適用される見込みが低い取組
※ 雇用管理改善等の取組は、制度導入だけでなく「実施したこと」（対象労働者に適用をしていること）が必要。
- ③ 制度とは言えない取組
（例：一回限りの研修で、事業主として体系立てて取組内容が決められていないもの、就業規則等に基づかない慶弔見舞金）
- ④ 社会通念上、適用させることで労働者に不利益を与える可能性がある取組
（例：時間外労働の増加を前提とした固定残業代の支給、現行の賃金水準を下回る賃金表の作成、降格後の業務に対応した研修）